

## 事務局説明資料（前払式支払手段に係る対応）

---

2021年12月17日

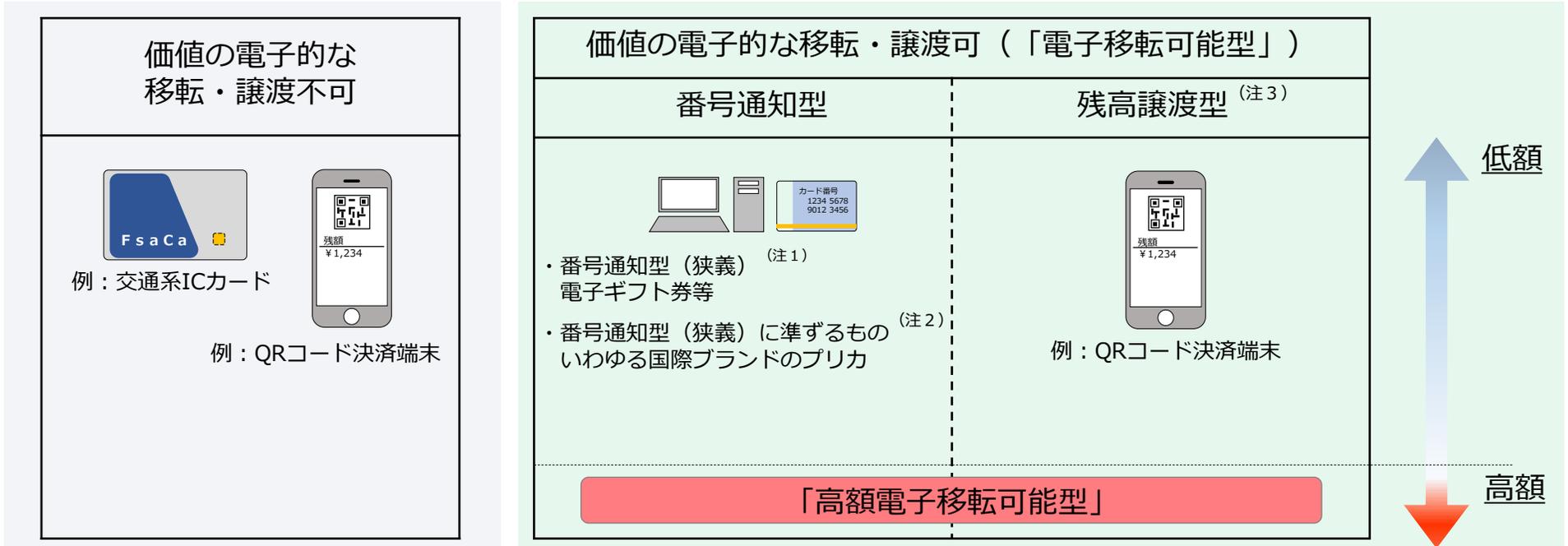


金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 電子移転可能型の前払式支払手段

- 前払式支払手段（IC型・サーバ型）には、価値の移転等が可能なもの（電子移転可能型）が存在。
- 電子移転可能型のうち、高額なチャージや価値移転・譲渡が可能なもの（高額電子移転可能型）もあり、近年では、数千万円のチャージが可能なサービスも提供されている。
- クレジットカード事業者や資金移動業者等と異なり、犯収法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）上の本人確認義務がないため、契約開始時においてリスクの高い取引に当たらないことを確認することが困難。



(注1) 発行者が管理する仕組みの外で前払式支払手段である番号等の通知により、電子的に価値を移転することが可能なものをいう。

(注2) 番号通知型（狭義）及び残高譲渡型以外のものとして、発行者が管理する仕組みの外で、チャージ済のアカウント残高（前払式支払手段）の利用権と紐づくものとして発行者から付与された番号等を他者に通知することにより、当該他者に対し、当該残高（前払式支払手段）を容易に利用させることが可能であり、かつ、その利用範囲が多数かつ広範囲に及ぶものとして法令において個別に規定するものとするのが考えられる。現時点では、いわゆる国際ブランドのプリカのみが該当するものと想定される。

(注3) 発行者が管理する仕組みの中でアカウント間での前払式支払手段の残高譲渡が可能なものをいう。

# マネロン対応において危険性の認められる商品・サービス及び新たな技術を活用した商品・サービス

## 犯罪収益移転危険度調査書（国家公安委員会）の主な内容一覧（抜粋）

マネー・ローンダリング 事犯等の分析		(1) 主体（暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループ） (2) 前提犯罪（窃盗、詐欺、出資法・貸金業法違反、電子計算機使用詐欺、常習賭博及び賭博場開張等凶利、風営適正化違反、売春防止法違反等）
危険度の高い取引	取引形態	(1) 非対面取引 (2) 現金取引 (3) 外国との取引
	国・地域	FATF声明によりマネー・ローンダリング等への対策上の欠陥を指摘されている国・地域：イラン、北朝鮮 (本項目は、FATF声明を踏まえており、要因としての国・地域は、同声明に応じて変化)
	顧客の属性	(1) 反社会的勢力（暴力団等） (2) 国際テロリスト（イスラム過激派等） (3) 非居住者 (4) 外国の重要な公的地位を有する者 (5) 実質的支配者が不透明な法人
危険性の認められる商品・サービス <犯収法の特定事業者>		(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（預貯金口座、預金取引、内国為替取引、貸金庫、手形・小切手） (2) 保険会社等が取り扱う保険 (3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う投資 (4) 信託会社等が取り扱う信託 (5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け (6) <b>資金移動業者が取り扱う資金移動サービス</b> <2009年の法改正により追加> (7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産 <2016年の法改正により追加> (8) 両替業者が取り扱う外貨両替 (9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース <2007年の法制定時に追加> (10) <b>クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード</b> < " > (11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産 < " > (12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属 < " > (13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス < " > (14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行 < " > (15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス <2011年の法改正により追加> (16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス <2007年の法制定時に追加> (注) 追加された事業者以外の事業者は、旧本人確認法において特定事業者に相当する事業者位置付けられていた
新たな技術を活用した 商品・サービス		<b>電子マネー</b> <2014年の犯収法改正により新設された規定に基づき、調査書の作成が始まった2015年以降、利用実績等を注視していく必要があるものとして毎年記載あり>

# 電子移転可能型前払式支払手段のマネロンリスク (番号通知型(狭義)に準ずるものとクレジットカードとの比較)

- 番号通知型(狭義)に準ずるもの(いわゆる国際ブランドの前払式支払手段)は、同ブランドのクレジットカードと同様の機能を提供。クレジットカードに指摘される危険度と同様の危険度(マネロンリスク)があると考えられる。

## クレジットカード

### 危険度の要因(特徴)

(国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(令和2年11月公表))

- ・ クレジットカード番号等の情報により、国内外を問わず、商品・サービスの購入等が可能
- ・ 一部には利用可能枠が高額なものも存在

### リスク

(国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(令和2年11月公表))

- ・ 犯罪による収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に換えることができることから、犯罪による収益の追跡可能性を低下させるおそれ
- ・ 自己の保有する**クレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることが可能**
- ・ 第三者に換金性の高い商品等をクレジットカードで購入させ、**当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を国内外を問わず行うことが可能**

### 犯収法の本人確認等の義務

あり

### 疑わしい取引の届出義務

(国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(令和2年11月公表))

<主な事例>

架空名義での契約、暴力団員等に係る取引 等

## いわゆる国際ブランドの前払式支払手段

- ・ 国際ブランドのクレジットカードの決済基盤を活用して、クレジットカードと同様の機能を有する前払式支払手段が存在
- ・ 近年、数千万円規模の高額なチャージを可能とするサービスも登場

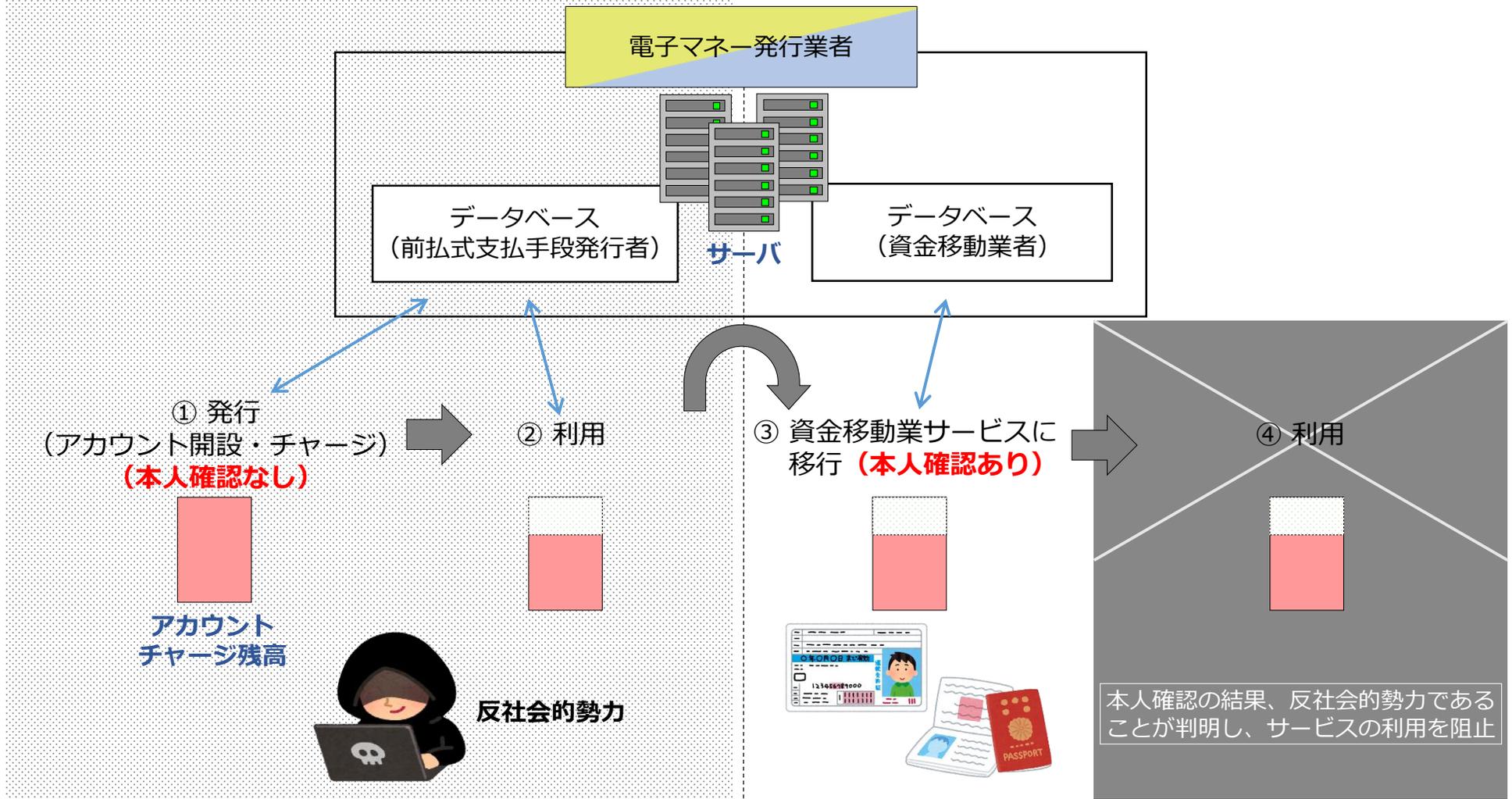
- ・ 番号通知型(狭義)に準ずるもの(いわゆる国際ブランドの前払式支払手段)は、クレジットカードと同様のリスクを有すると考えられる(支払いの時点が前払いか後払いかの違いのみ)

なし

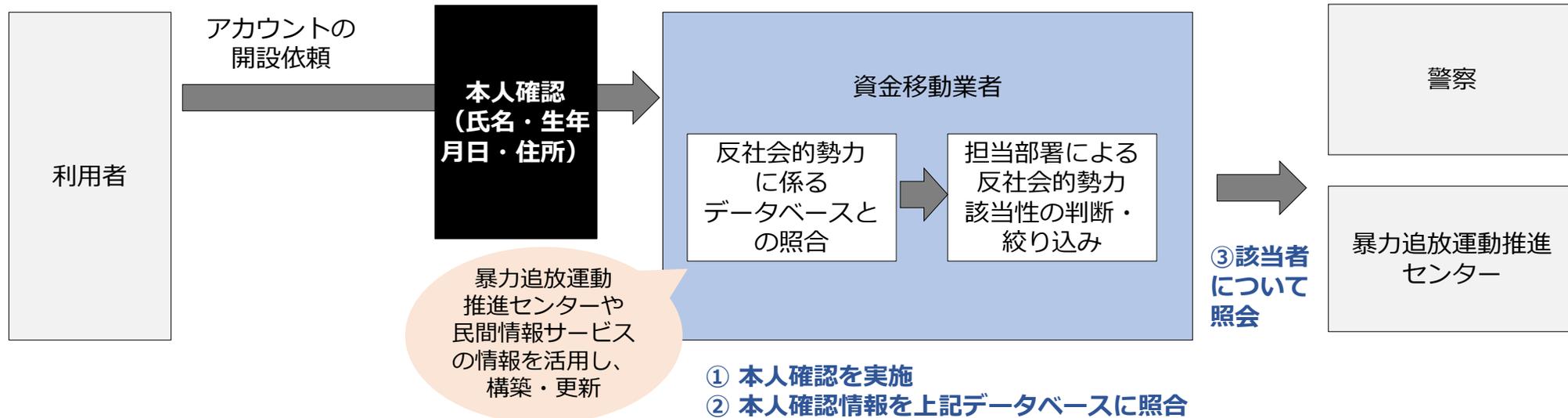
# 電子移転可能型前払式支払手段のマネロンリスク

(残高譲渡型における事例)

- 電子移転可能型前払式支払手段の発行と資金移動業を併せ行う電子マネー発行業者において、前払式支払手段のサービスから犯収法上の本人確認を経て資金移動業のサービスに移行しようとした利用者の中に、反社会的勢力と評価される者がおり、サービスの利用を停止した事例もある（以下の事例は残高譲渡型で確認）。
- 事業者等による本人確認等を行わない場合、反社会的勢力による**前払式支払手段の悪用を防ぐことは困難**であると考えられる。



# (参考) 資金移動業者における「反社会的勢力との取引を未然に防止するための事前審査」の例



## 事務ガイドライン (14.資金移動業関係) (抄)

※ 前払式支払手段発行者に係る事務ガイドラインにも同様の記載あり。

### Ⅱ-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止

#### Ⅱ-2-1-3-1 主な着眼点

略

#### (2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該資金移動業者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。（中略）

#### (3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

## (参考) 各金融機関における疑わしい取引の届出の事例 (犯罪収益移転危険度調査書より抜粋)

- 犯罪収益移転危険度調査書において、金融機関等による疑わしい取引の届出として、①架空名義・借名で締結した疑いが生じた取引、②暴力団等に係る取引、③取引の態様が不自然なもの等が、主に報告されている。契約開始時等の本人確認・その後の疑わしい取引の届出等によりマネロンリスクに対応している。

### 預金取扱金融機関

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合
- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金

### 暗号資産交換業者

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した金銭又は暗号資産の入出金、暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
- 同じIPアドレスから複数の口座開設・利用者登録がされている

### クレジットカード事業者

- 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

### 資金移動業者

- 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

### 貸金業者

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

### 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資

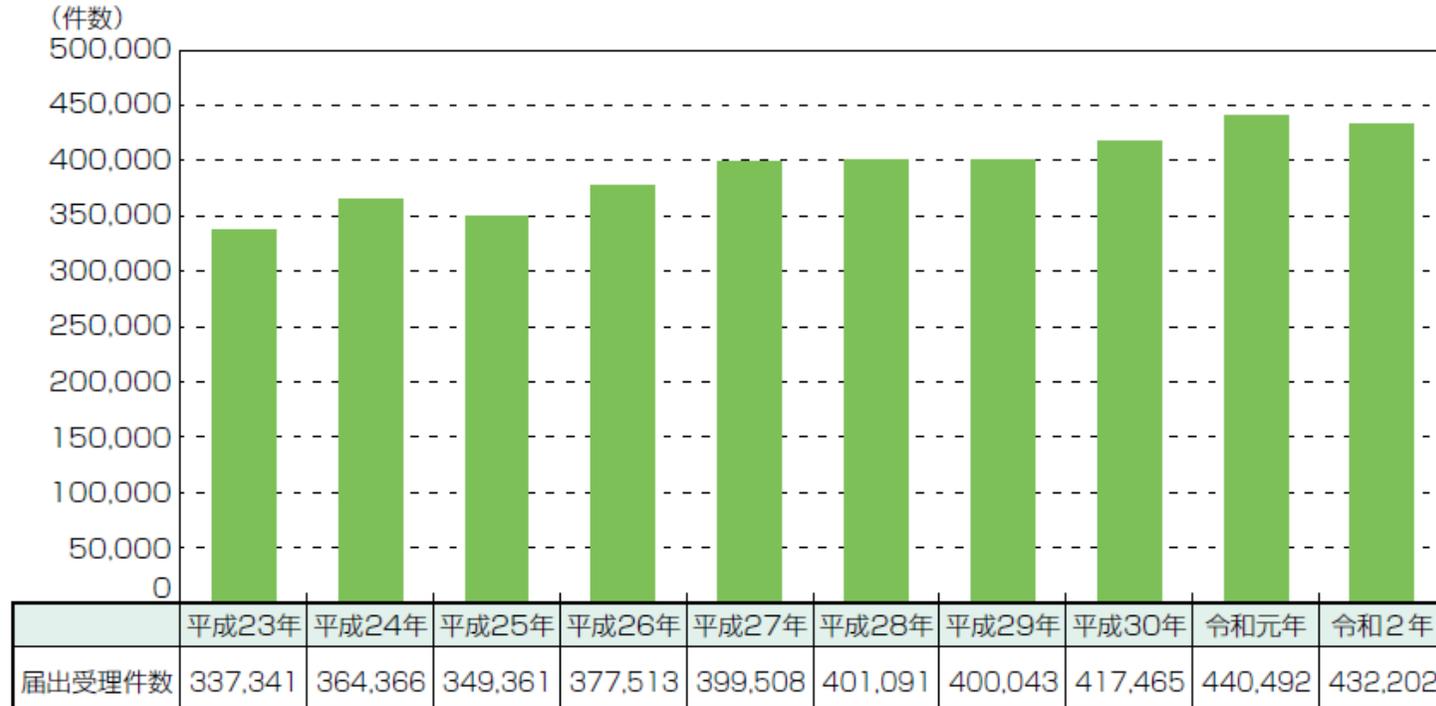
### 保険会社

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

## (参考) 疑わしい取引の届出受理件数 (全体)

- 疑わしい取引の届出受理件数 (国家公安委員会・警察庁が受理したもの) は増加傾向。背景として、社会全体のコンプライアンス意識の向上に伴う監視態勢の強化や、研修会等の効果が指摘されている。

### 届出受理件数 (平成23年～令和2年) (犯罪収益移転防止に関する年次報告書 (令和2年 国家公安委員会) より抜粋)



注：届出受理件数とは、国家公安委員会・警察庁が届出を受理した件数である。

(出所) 犯罪収益移転防止に関する年次報告書  
(令和2年 国家公安委員会) より抜粋

#### 犯罪収益移転防止に関する年次報告書 (令和2年 国家公安委員会) P.33に以下の記載

増加傾向の背景には、

- 社会全体のコンプライアンス意識の向上に伴い、金融機関等が反社会的勢力や不正な資金の移動に対する監視態勢を強化していること
- 金融機関等を対象とする研修会等において、疑わしい取引の届出の必要性等を周知してきた効果が出ていること

等があるものと考えられる。

## (参考) 疑わしい取引の届出受理件数 (業態別)

- 疑わしい取引の届出受理件数 (国家公安委員会・警察庁が受理したもの) を業態別にみると、預金取扱機関が最も多く、次いでクレジットカード事業者、貸金業者の順となっている。

### 業態別の届出受理件数 (犯罪収益移転防止に関する年次報告書より抜粋)

区分	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
		件数	件数	件数	件数	件数
金融機関等		387,399	384,331	401,155	415,299	402,868
預金取扱機関		369,936	363,347	363,380	366,973	342,226
銀行等		354,346	346,595	346,014	344,523	319,812
信用金庫・信用協同組合		13,070	13,259	14,375	19,487	19,793
労働金庫		453	476	467	371	300
農林等		2,067	3,017	2,524	2,592	2,321
保険会社		2,310	2,382	2,671	2,876	2,635
金融商品取引業者		8,528	8,436	13,345	17,116	17,933
貸金業者		5,263	7,512	12,396	17,316	25,255
資金移動業者		539	1,282	1,391	3,913	6,040
暗号資産交換業者			669	7,096	5,996	8,023
商品先物取引業者		16	17	50	256	320
両替業者		627	490	649	712	252
電子債権記録機関		3	4	10	4	5
その他		177	192	167	137	179
ファイナンスリース事業者		214	109	222	270	123
クレジットカード事業者		13,436	15,448	15,114	24,691	29,138
宅地建物取引業者		8	7	8	6	7
宝石・貴金属等取扱事業者		27	146	952	217	63
郵便物受取サービス事業者		6	2	6	4	2
電話受付代行業者		1	0	0	0	0
電話転送サービス事業者		0	0	8	5	1
合計		401,091	400,043	417,465	440,492	432,202

注：暗号資産交換業者の件数は、特定事業者に規定された平成29年4月以降の届出受理件数である。

## (参考) 特定事業者の業界団体による取組み

- 各特定事業者の業界団体では、その会員等に対し、ガイドブック・社内規程モデル等の作成・配布や研修会の実施など、マネー・ローンダリング対策を業界として向上させる取組みが継続的に行われている。

### 取組みの例（犯罪収益移転防止に関する年次報告書より抜粋）

#### 1 銀行業界の取組

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）では、全銀協内に設置している「マネー・ローンダリング問題検討部会」において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の問題への対応として、取引時確認手続や疑わしい取引の届出手続に関する留意事項の通達を作成・周知のほか、会員向けの研修用ハンドブックの作成・配布や研修会の開催等を行っている。また、銀行取引における取引時確認手続に関して顧客周知用のチラシ、ポスターの作成やテレビ、新聞等のマスメディアを利用した広報活動等を行っている。さらに、FATFのマネー・ローンダリング対策等の検討状況を常時フォローし、海外の銀行協会等との情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATF対日相互審査への対応を行うなど、国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に係る問題について組織的な対策を進めている。そして、全銀協の「行動憲章」には、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止を含めた法令遵守、反社会的勢力との対決等を盛り込み、会員に実践させるなど業界の取組を先導してきている。

平成30年には、全銀協は、官民の連携の促進等を目的とした「マネロン対応高度化官民連絡会」を発足させたほか、会員各行におけるマネー・ローンダリング対策等に係る取組みの一層の支援・推進を図るために、全銀協組織内に「AML/CFT対策支援室」を設置した。

平成31年から、全銀協は、会員各行が継続的な顧客管理として顧客との取引内容、状況等に応じて顧客に追加で確認を行うことについて、周知・広報活動を継続的に実施している。

令和2年には、全銀協は、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の研究委託事業として、取引フィルタリング（取引開始時及び継続的な顧客管理の過程において経済制裁対象者や反社会的勢力などの取引不可先との照合を行うこと）・取引モニタリング（取引開始時及び継続的な顧客管理の過程において不自然な取引や疑わしい取引を判断すること）についてAIを活用した実験用システムを開発し、現行実務の高度化・効率化が可能かどうかについて検証を行っている。

#### 15 クレジット業界の取組

一般社団法人日本クレジット協会では、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関する事項及び疑わしい取引の届出に関する事項を包括信用購入あっせんに係る自主規制規則等に定めるとともに、同法施行規則に規定する特定事業者作成書面等の作成要領を策定し、会員に対して同法に基づく措置の実施を要請してきた。

また、同法の改正が行われた際には改正内容を周知するための研修等を実施している。

さらに、令和2年9月から11月までに全国8地区にて会員を対象とした情報連絡会を書面で開催し、犯罪収益移転防止法や「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において示されている、クレジットカード会社が行うべき対応等について周知している。

#### 10 資金移動業界の取組

一般社団法人日本資金決済業協会では、取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢整備等を定める自主規制規則、社内規程モデルをそれぞれ制定の上、犯罪収益移転防止法等の改正を踏まえて見直しを行い、会員に周知徹底しているほか、会員向けウェブサイトにおいて金融庁等から提供された資産凍結等経済制裁対象者や北朝鮮に対する金融関連措置等様々な情報の周知徹底を図っている。

また、取引時確認等の措置を的確に行うための内部管理態勢の整備等に資するため専門家等による犯罪収益移転防止法の研修会を適宜実施しているほか、第4次FATF対日相互審査に備え、資金移動業者会議を随時開催し、金融庁職員や専門家を講師に招き、資金移動業者におけるAML/CFT対策のポイント及び取組事例やFATF対日相互審査への対応に関する説明会や意見交換を実施した。

さらに、会員向けに犯罪収益移転防止法及び外為法等に関するQ&Aを作成し、犯罪収益移転防止法の改正、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの改正、外為法及び外国為替検査ガイドラインの改正にあわせて、改訂版を作成・配布している。

令和2年においても、外国為替に関する省令の一部改正の会員への周知や同協会内での資金移動業者向け研修会において犯罪収益移転防止法について詳細な説明会を継続的に実施するなど、会員のマネー・ローンダリング対策等に関するリスク管理態勢の整備等への取組を支援している。

#### 16 不動産業界の取組

不動産業界では、平成19年12月に、犯罪による収益の移転防止や反社会的勢力の排除のための取組を業界が一体となって推進していくため、「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」を設立し、各事業者における責任体制の構築に係る申合せをするとともに、取組の必要性や基礎知識を解説したハンドブック等を作成し、業界団体を通じて会員である不動産業者に配布するなど、犯罪収益移転防止法等の制度の運用に関する情報共有等の取組を進めている。

また、平成30年の犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正を受け、令和元年にハンドブックの改訂を行い、改正概要及び施行に係る実務的なQ&Aを拡充させる等常に最新の内容となるよう充実を図っている。

このほか、各不動産団体を通じて不動産業者あてのセミナー等を開催し、犯罪収益移転防止法等の制度の普及啓発に取り組んでいる。

#### 18 古物商業界の取組

日本リユース業協会及び東京都古物商防犯協力会連合会では、会員向け等のハンドブックに、貴金属取引を行う際における犯罪収益移転防止法上の義務等を掲載し、令和2年中においても、同ハンドブックを会員に配布することでマネー・ローンダリング対策等について継続して会員等への周知を図っている。

# 前払式支払手段の発行者に関する制度的対応案

- マネロン上のリスクが特に高い「**高額のチャージや移転が可能なもの**」（「高額電子移転可能型」）の発行者に対し、資金決済法において業務実施計画の届出を求めるとともに、犯収法に基づく本人確認等の規律の適用を検討する。
- 同一の機能・リスクに対しては同一のルールという考え方にに基づき、機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する現行制度や利用実態等を踏まえ、高額の考え方は、以下の通りとすることが考えられる。
  - ・ 1回当たり譲渡額等が一定額（例：**10万円超**<sup>(注1)</sup>）、1か月当たり譲渡額等の累計額が一定額（例：**30万円超**<sup>(注2)</sup>）

(参考)

犯収法 **適用**

クレジットカード事業者



国際ブランドのクレカ等

(参考) 利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少額利用のものとして信用力の低い学生向けには30万円程度とする例がある。

(参考)

犯収法 **適用**

資金移動業者



前払式支払手段の発行者

犯収法 **不適用**

価値を電子的に移転可能  
(電子移転可能型)

価値の移転不可



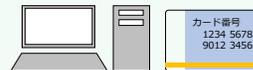
交通系ICカード等



アカウント残高が譲渡不可なもの



アカウント残高が譲渡可能なもの



電子ギフト券等



国際ブランドのプリカ

**犯収法の適用対象とする**

高額なチャージや移転が可能なもの

- 1回当たり譲渡額等が一定額（例：10万円超）、
- 1か月当たり譲渡額等の累計額が一定額（例：30万円超）

(注1) 現金を持ち込んで銀行送金する場合は、10万円超の送金に対して取引時確認（本人確認）を求める犯収法の考え方を参考に、1回当たりの譲渡額・チャージ額を10万円超とすることが考えられる。

(注2) 上記クレジットカード事業者の参考欄を参照。

# 「高額電子移転可能型前払式支払手段」への対応案（詳細）①

## 〔高額電子移転可能型前払式支払手段の定義〕（以下のア～オの全ての要件を満たす前払式支払手段）

### 要件

- ア** 第三者型前払式支払手段（電子機器その他の物に電磁的方法により記録されるものに限る）
- イ** 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（(a)残高譲渡型、(b)番号通知型（狭義）及び(c)これに準ずるもの）
- ウ** アカウント（発行者が前払式支払手段に係る未使用残高を記載し、又は記録する口座をいう）において管理されるもの
- エ** 上記ウのアカウントは繰り返しのチャージ（リチャージ）が行えるものに限る
- オ** 次の(a)～(c)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める要件のいずれかに該当するもの。
- (a)**残高譲渡型の場合 他のアカウントに移転できる額が一定の範囲を超えるもの（例：1回当たりの譲渡額が10万円超<sup>(注1)</sup>、又は、1か月当たりの譲渡額の累計額が30万円超<sup>(注2)</sup>のいずれかに該当）
- (b)**番号通知型（狭義）の場合 メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）によりアカウントにチャージする額が一定の範囲を超えるもの（例：1回当たりのチャージ額が10万円超<sup>(注1)</sup>、又は、1か月当たりのチャージ額の累計額が30万円超<sup>(注2)</sup>のいずれかに該当）
- (c)**上記(b)に準ずるものの場合 アカウントへのチャージ額・利用額が一定の範囲を超えるもの（例：1か月当たりのチャージ額の累計額、1か月当たりの利用額の累計額のいずれもが30万円超<sup>(注2)</sup>）
- ※ただし、上記(a)～(c)のいずれかに該当するものであっても、アカウントに係る未使用残高の上限額が一定額以下のもの（例：30万円以下）は、対象外（高額電子移転可能型前払式支払手段には該当しない）。

(注1) 現金を持ち込んで銀行送金する場合は、10万円超の送金に対して取引時確認（本人確認）を求める犯収法の考え方を参考に、1回当たりの譲渡額・チャージ額を10万円超とすることが考えられる。

(注2) 同一の機能・リスクに対しては同一のルールという考え方に基づき、電子移転可能型前払式支払手段と機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する以下の制度や利用実態等を踏まえ、1か月当たりの譲渡額・チャージ額の累計額を30万円超とすることが考えられる。

- ・資金移動業者は、送金額の多寡にかかわらず（1種：送金上限なし、2種：上限100万円、3種：上限5万円）、犯収法に基づく取引時確認（本人確認）等を行うことが求められる。
- ・クレジットカード事業者も、利用可能枠の多寡にかかわらず、犯収法に基づく取引時確認（本人確認）等を行うことが求められる。クレジットカード利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少額利用のものとして信用力の低い学生向けには30万円程度とする例がある。

## 「高額電子移転可能型前払式支払手段」への対応案（詳細）②

＜具体的なあてはめ：高額電子移転可能型前払式支払手段の要件への該当性 ※前ページの例を前提とした場合＞

- (a)残高譲渡型
- 1 回当たり譲渡額 = 10万円、1 か月当たり譲渡額の累計額 = 30万円 ⇒ 該当しない
  - 1 回当たり譲渡額 = **15万円**、1 か月当たり譲渡額の累計額 = 30万円 ⇒ **該当する**
  - 1 回当たり譲渡額 = 10万円、1 か月当たり譲渡額の累計額 = **50万円** ⇒ **該当する**
- (b)番号通知型（狭義）
- 1 回当たりチャージ額 = 10万円、1 か月当たりチャージ額の累計額 = 30万円 ⇒ 該当しない
  - 1 回当たりチャージ額 = **15万円**、1 か月当たりチャージ額の累計額 = 30万円 ⇒ **該当する**
  - 1 回当たりチャージ額 = 10万円、1 か月当たりチャージ額の累計額 = **50万円** ⇒ **該当する**
- (c)上記(b)に準ずるもの
- 1 か月当たりのチャージ額の累計額 = 50万円、1 か月当たりの利用額の累計額 = 30万円 ⇒ 該当しない
  - 1 か月当たりのチャージ額の累計額 = 30万円、1 か月当たりの利用額の累計額 = 50万円 ⇒ 該当しない
  - 1 か月当たりのチャージ額の累計額 = 30万円、1 か月当たりの利用額の累計額 = 30万円 ⇒ 該当しない
  - 1 か月当たりのチャージ額の累計額 = **50万円**、1 か月当たりの利用額の累計額 = **50万円** ⇒ **該当する**

※ただし、「該当する」となったものであっても、アカウントに係る未使用残高の上限額が一定額以下のもの（例：30万円以下）は、対象外（高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しない）。

※なお、例えば、(a)残高譲渡型、(b)番号通知型（狭義）の双方に当たる前払式支払手段の場合には、他のアカウントに移転できる額が一定の範囲以内であり、**かつ**、メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）によりアカウントにチャージする額が一定の範囲以内であれば、オの要件（前ページ）には該当しない。

（例）残高譲渡型にも番号通知型（狭義）にも当たる前払式支払手段の場合に、以下を満たしているときは、当該前払式支払手段は、オの要件（前ページ）(a)(b)の**いずれにも該当しない**（高額電子移転可能型前払式支払手段とならない）。

- 1 回当たりの譲渡額 = 10万円以下、かつ、1 か月当たり譲渡額の累計額 = 30万円以下、**かつ**、
- 1 回当たりのチャージ額 = 10万円以下、かつ、1 か月当たりチャージ額の累計額 = 30万円以下

＜参考：電子移転可能型の類型＞

- (a)残高譲渡型 発行者が管理する仕組みの中でアカウント間での前払式支払手段の残高譲渡が可能なもの。
- (b)番号通知型（狭義） 発行者が管理する仕組みの外で前払式支払手段である番号等の通知により、電子的に価値を移転することが可能なもの。
- (c)上記(b)に準ずるもの 番号通知型（狭義）及び残高譲渡型以外のものであって、発行者が管理する仕組みの外で、チャージ済のアカウント残高（前払式支払手段）の利用権と紐づくものとして発行者から付与された番号等を他者に通知することにより、当該他者に対し、当該残高（前払式支払手段）を容易に利用させることが可能であり、かつ、その利用範囲が多数かつ広範囲に及ぶものとして法令において個別に規定するものとするのが考えられる。現時点では、いわゆる国際ブランドのプリカのみが該当するものと想定される。

## 「高額電子移転可能型前払式支払手段」への対応案（詳細）③

### 対応

- 資金決済法上の登録申請書への記載や、業務実施計画の届出を求め、当局によるモニタリングを強化する<sup>(注1)</sup>。
- 発行者においては、高額電子移転可能型であるものと高額電子移転可能型でないものの両方を発行する場合は考えられる。この場合、制度上、両者は別々の前払式支払手段と位置付けられるが、実務上は、利用者が同一のアプリ等においてシームレスに高額電子移転可能型に移行できるような仕組みを可能とすることが考えられる。
- 発行者側のシステム対応に加え、既存ユーザーへの周知が必要であること等を踏まえ、適切な猶予期間を設ける。
- 上記の内容を前提として、オンラインで完結する本人確認方法があること等も踏まえつつ、犯収法に基づく本人確認等の規律の適用関係を検討する<sup>(注2)</sup>。

(注1) この業務実施計画においては、利用者保護等の観点等を踏まえ、商品性、システムによる対応事項、不正利用等のモニタリング手法、不正利用等が生じた場合の利用者に対する対処方針などの記載を求められることが考えられる。

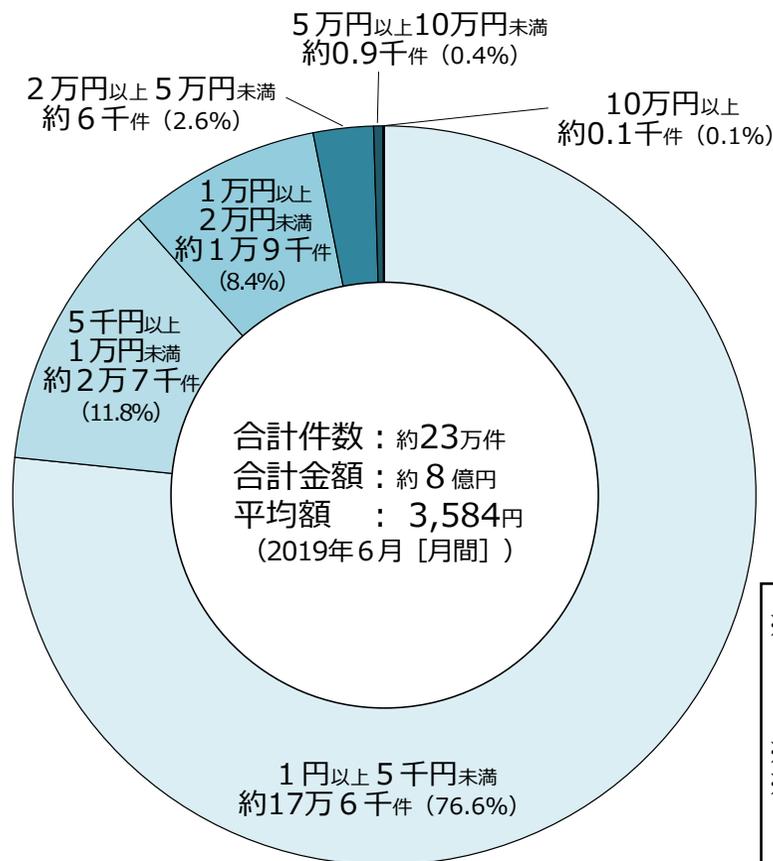
(注2) 「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行者を特定事業者とし、「高額電子移転可能型前払式支払手段」のアカウントの開設を特定取引とし、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行に係る業務を特定業務すること等が考えられる。

## 前払式支払手段の実態

- 残高譲渡型のサービスについて、計数の提供を受けた4社の合計で見ると、**月間合計件数は約23万件、月間合計金額は約8億円**となっており、**1件あたり1万円未満の譲渡が9割弱**となっている。

### 計数の提供を受けた前払式支払手段発行者4社のチャージ残高の譲渡額の分布

以下は、残高譲渡型のサービスを実施していることがウェブサイト等において確認することができた前払式支払手段発行者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。同サービスすべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※ 残高譲渡型のサービスを実施していることがウェブサイト等において確認することができた前払式支払手段発行者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。  
※ 左記は4社の計数の合計。  
※ チャージ残高の譲渡額については、各社とも、利用規約上、1回又は1日あたり10万円以下の上限を設けている。